

外国免許から国内免許への切り替え手続き

◆ 申請の要件

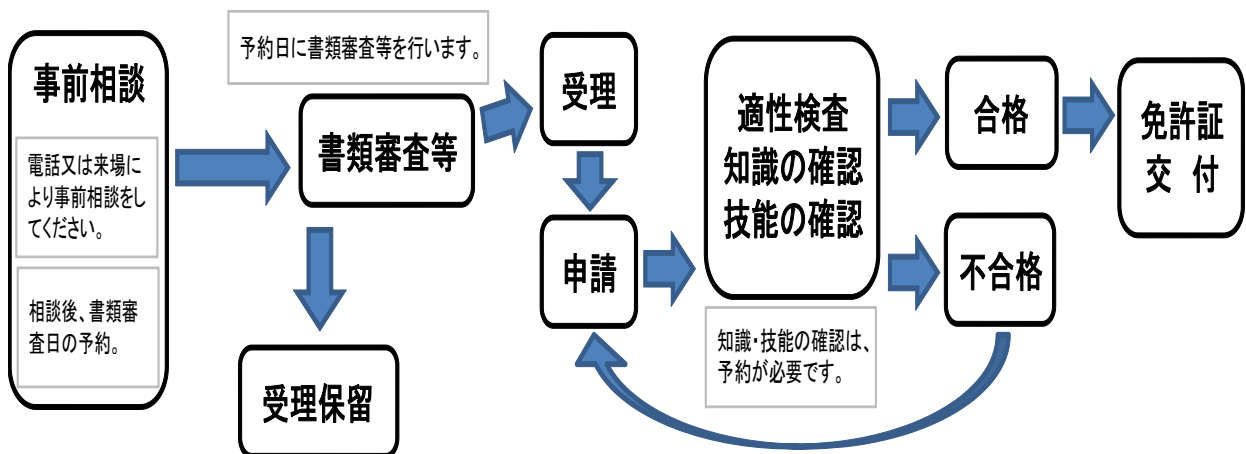
- ・ 外国の運転免許の交付を受けてから、その国に通算して3か月以上滞在していたこと。
- ・ 申請時に、外国の運転免許がその国において有効期限内であること。
- ・ 和歌山県内に住所があること。

※ 大型免許・中型免許は、普通免許取得後でなければ手続きができません。

※ 二種免許への切り替えはできません。

過去に日本の免許を取得していた方は、知識確認及び実技確認が免除されることがありますので、日本の期限切れ免許証又は経歴証明書を提出してください。

◆ 手続きの流れ



※日本語を話すことができない方は、通訳人を同伴してください。

1 事前相談

受験資格等の書類審査等を行うにあたり、電話又は来場により事前相談が必要です。相談時に、次の書類審査実施日時を指定します。

【書類審査日時の指定を受けずに（予約せずに）来場しても、書類審査等は受けられません。】

事前相談可能日時

月曜日から金曜日

午前9時40分～午前11時45分

午後1時40分～午後4時45分

※ 土曜・日曜・祝日・休日・12/29～1/3は相談受付はし

	ていません。
相談先（電話）	和歌山県警察本部交通部運転免許課試験係 TEL (073) 473 - 0110 内線 367

2 書類審査

★ 書類審査に必要な書類

◆ 外国の運転免許証（国際免許証があれば持参してください。）

▶ 外国の免許取得後、免許を取得した国に3か月以上の滞在していたことを外国免許証等で確認できない場合

- ・ 外国免許の発給機関（外国行政庁）が発給する免許取得年月日、更新記録等の運転免許記録（経歴）証明書
- ・ 当該外国免許証の更新前の旧免許証
- ・ 外国行政庁が発給した外国免許証の内容に関する証明書等

※ 外国等の運転免許証に初回免許取得日が記載されていない場合は、初回免許取得日を証明する書類（ドライバーズレコード等）が必要となります。また、2種類（例：普通免許と普通二輪免許）以上の免許を取得している方はそれぞれの取得日を証明する書類が必要となる場合があります。

◆ 外国免許証の翻訳文：1部

【外国免許を翻訳する場所】

- ・ 免許証を発給した外国の行政庁又は当該外国の領事機関
- ・ 国家公安委員会が指定した法人
（和歌山県内）【日本自動車連盟（JAF）TEL 073 - 421 - 5355】
- ・ 国家公安委員会が認めた外国の法人等

◆ パスポート

出入国年月日が全て押印されている新旧すべてのパスポート。

（免許取得後当該外国に通算して3か月以上の滞在を確認できるもの）

（ICパスポートには、出入国の押印がないため、出入国の記録が必要となります）

◆ 住民票等

住民票（国籍（本籍）、在留資格、在留期間記載のもの）

（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

（コピー不可）

在留カード（外国人登録証明書）

特別永住者カード

◆ 過去に日本の運転免許証を持っていたことがある方

日本の期限切れ運転免許証又は運転経歴証明書

◆ 免許申請用写真：1枚

- ・ ポラロイド、写真のコピー、非写真用紙使用のものは不可。
 - ・ 申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）のもの。
- ※ 交通センターロビーに免許申請用写真撮影機（有料）があります。

◆ その他

国によっては、上記の他に必要な書類がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

【 参考 】

○ ブラジル

ブラジル国内の身分証明書（イデンチダーヂ）と運転免許証の記録証明書（プロントアアリーヨ）が必要です。

○ 中華人民共和国

運転免許証のほか、運転免許証副証、居民身份証及び基本信息（免許証の経歴証明書）が必要です。

○ フィリピン

公用領収書兼暫定免許証（オフィシャルレシート）及びレッドリボン（サイン証明）が必要です。

○ ボリビア

ボリビア国内の身分証明書（I・D）が必要です。

○ ペルー

大使館の発行する運転免許証の証明書が必要です。

○ その他

運転免許の経歴証明書等が必要になる場合があります。

運転免許証に身分証明書等を携行する旨が記載されている国は身分証明書が必要です。また、そのほかの国でも身分証明書を確認する場合があります。

1. 受験手数料等

◆書類審査：無料

◆適性検査・知識の確認・技能の確認（手数料：和歌山県証紙）

免 種		受験手数料	免許証交付手数料
一種	普通	2, 5 5 0 円	2, 0 5 0 円
	中型・大型	4, 1 0 0 円	
	その他	2, 6 0 0 円	